

登録事務に係る補助金について

1. 目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき、特定接種の登録対象となる事業者について、登録の円滑な実施を図る。

2. 内容

- 実施主体: 都道府県
- 事業内容: 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等を踏まえ、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定寄与する業務を行う事業者に対して登録の周知を行うとともに、登録された内容の確認を行う。
- 補助率: 1/2
- 対象経費: 賃金や需用費(消耗品費、印刷製本費)などを想定

3. その他

当該補助金に係る事務については、以下の要綱の一部改正により対応する予定としている。

・実施要綱

「感染症対策特別促進事業について(平成20年3月31日健発第0331001号健康局長通知)」の別添実施要綱の別添3「新型インフルエンザ対策事業実施要綱」

・交付要綱

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日発健第1219002号事務次官通知)